

ブルーキャンパスレンタルボートクラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「ブルーキャンパスレンタルボートクラブ」(以下、「クラブ」)と称します。

(目的)

第2条 クラブは、会員が株式会社佐藤鉄工所・ブルーキャンパス(以下「会社」)の管理するプレジャーボート(以下、ボート)を利用することにより、会員がマリッジジャーを享受し、もってマリッジジャーの普及、発展に寄与することを目的とします。

(運営)

第3条 クラブは、会社が管理運営します。会社は、利用条件の設定などを行うことができるものとし、それらの事項について、会員に対し、遅滞なく通知するものとします。

第2章 会員の資格

(会員の種類)

第4条 会員は、個人会員(以下「会員」)で構成されるものとします。ただし、会社は、会員の種類を追加、変更または廃止できるものとします。

2 会員とは、第5条に定める資格条件をすべて満たし、かつ、会社が第6条第2項に基づいて入会を承諾した者をいいます。

(会員資格条件)

第5条 会員資格は、満18歳以上で、かつ1級小型船舶操縦士免許、2級小型船舶操縦士免許のいずれかの海技免状を保有している方とします。ただし、暴力団等の反社会的団体の構成員およびその関係者の方は除きます。

(入会手続き)

第6条 クラブに入会を希望する個人は、海技免状の写し、その他の会社の指定する書面を添付して、所定の入会申込書を提出し、かつ会社主催の会員講習会を受講し入会の申込みを行うものとします。

2 会員資格は、会社が前項の申込みを承諾し、この時点でクラブに入会するものとします。尚、入会審査により、入会をお断りさせていただく場合があります。

(会員期間)

第7条 会員の会員期間は、会員資格を取得した日から1年間とします。ただし、会員期間中に2回以上の利用があった場合は、同一条件をもってさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(除名等)

第8条 会社は、会員もしくは同伴者が次の各号の一にでも該当した場合、会員資格を一時停止、または除名することができます。

- (1) 利用料等の支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
- (2) クラブの運営を故意に妨害した場合。
- (3) この会則、その他会社の定める規則に違反した場合。
- (4) クラブの名誉、信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。
- (5) 会員が、第5条定める会員としての資格条件を欠いていることが判明した場合。
- (6) 会社の指示に従わない場合。

(退会)

第9条 会員は、会社に対して所定の退会届を提出することにより、クラブを退会することができます。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の一に該当した場合には、その資格を喪失するものとします。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 前条の手続きにより退会したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 破産宣告の申し立てがなされ、その他会員の信用を喪失する事由が生じたとき。
- (5) 最後にボートを利用した日から起算して5年間の利用がないとき。

(会員たる地位の譲渡禁止)

第11条 会員は、会員たる地位を譲渡することができません。

第3章 会員の権利、義務

(会員のボート利用)

第12条 会員は、ボートの利用申込みに対し、その承諾が得られたときは、その営業時間中、この会則に従い、ボートを利用することができます。ただし、申込みをした時点で既にボートが予約されているとき、または管理、運営上ボートの点検、補修等が必要なとき、その他会社が別に定めるときは、この限りではありません。

- 2 会員は、ボートの利用に際しては、海技免状を携帯し、係員に提示しなければなりません。
- 3 会員は、ボートの利用に際しては、係員のボートの操縦方法等の使用説明を聞き、その他指示に従うものとします。
- 4 会員は、ボートを利用したときは、会社の定める利用料金表記載の利用料を支払うものとします。
- 5 会員は予約をキャンセルしたときは、会社に対し、会社の定めるキャンセル料を支払うものとします。
- 6 前各号の他、会社は、会員のボート利用に関する事項につき別途定めるものとし、会員は、その定めに従うものとします。

第4章 その他

(同伴者)

第13条 会員は、会員以外の方（以下「同伴者」）を同伴し、ボートに同乗させることができるものとします。ただし、搭乗者の総数は定員または、指定人数までとします。

- 2 会員が同伴した同伴者のボート等の利用については、この規則を適用します。
- 3 会員は、同伴した同伴者の会社施設内およびボート内での行為等について、その同伴者と連帯して責任を負うものとします。

(事故の責任)

第14条 会社は、会員のボートの利用に際し、会社の指定する賠償責任保険、搭乗者損害保険および捜索救助費用保険に加入します。会員は搭乗者分の保険料を会社に支払うものとします。なお免責額その他の保険金により補填されない損害については、会員の負担とします。

- 2 会社は、会員のボートの利用に際して生じた事故により、会員が被った損害については、保険金により補償される範囲を除き一切その責任を負いません。ただし、会社に故意または明らかに過失があったときは、この限りではありません。
- 3 会員は、ボートの利用に際し、その責に帰すべき事由により、会社または第三者に対して損害を与えたときは、保険金により補償される範囲を除き、その賠償の責を負うものとします。

(利用制限)

第15条 会社は会員からの予約申込みを承諾したときといえども、悪天候、故障その他の理由によりボートの利用が不可能または不適切であると会社が判断した際は、その利用を制限することができます。

- 2 会社は、天変地異、法令の制定改廃、行政指導、感染症対策、その他やむを得ない事由があるときは、ボートの利用を制限することができます。
- 3 会社は、会員が会社の指示に従わない場合にも、会員によるボートの利用を制限することができます。

4 前三項の場合においても、会員は会社に対し、補償その他何らかの請求、異議申し立てをすることもできません。

(営業的利用の禁止)

第16条 会員は、ポート賃貸業、遊覧船事業その他自己の営業の一環としてポートを利用してはなりません。

(クラブ廃止)

第17条 会社は、天変地異、法令の制定改廃、行政指導、社会経済情勢の急変、会員の著しい減少等やむを得ない事由によりクラブの運営に支障を生じたときは、クラブを廃止することができるものとします。

2 前項の場合、会員は、会社に対し、補償その他何らの請求、異議申し立てをすることもできません。

(会則等の改定)

第18条 会社は、この会則を変更することができ、その効力は、全ての会員に及ぶものとします。

附則(2022年度 会則)

本会則は、2022年5月1日より発効するものとします。